

JEMAI環境ラベルプログラム
(カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム)

カーボンフットプリントシステム認証
機関登録・評価手順

制定：平成27年9月18日

文書管理番号：CC-23-01

一般社団法人産業環境管理協会

本文書は、一般社団法人産業環境管理協会（以下、「協会」という。）が運営管理する「カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム」（以下、「CFP プログラム」という。）において、CFP システム認証機関の評価・登録を「CFP システム認証機関の力量に関する要求事項」に照らして実施するための手順について定めるものである。

1. システム認証機関初回登録申請

1-1. CFP システム認証機関の登録申請

CFP システム認証機関に登録を希望する組織（以下、「申請組織」）は、協会に対し、「CFP システム認証機関登録申請書」に漏れなく記入し、提出すること。また、申請組織は、協会に対し、「CFP システム認証機関の力量に関する要求事項」を基に作成した書類を送付しなければならない。

申請内容

1). CFP システム認証機関登録申請書

- ① 組織代表者名
- ② 事業者名
- ③ 連絡先部署、役職名、氏名、e-mail アドレス、電話番号、Fax 番号、住所
- ④ 認定機関からの認定の有無
- ⑤ 認証サービスの範囲
- ⑥ 基本的な LCA/環境宣言に対する知見の有無
- ⑦ CFP システム認証実施のための体制構築
- ⑧ GHG マネジメント検証の実施経験
- ⑨ CFP システム認証機関の力量に関する要求事項第 7 項について了解いただけるかの確認

2). CFP システム認証に関連する要員リスト

- ① 運営管理責任者の所属、役職、氏名
- ② 審査チームもしくはレビューチームに関わる要員の No、氏名、部署、役割、契約形態、個別検証の有無
- ③ 運営業務に関わる要員の氏名、所属部署、役職

3). 業務従事者個別表

4). システム認証審査実施のための書類

1-2. 評価

協会は、提出された各書類の確認、および立会審査等を実施し、「CFP システム認証機関の力量に関する要求事項」への適合性を判定する。

協会は、判定結果を申請組織に通知する。

1-3. 登録

協会は、適合と判定された申請組織について、CFP システム認証機関として登録する。また、CFP ウェブサイトに公開する。

2. システム認証機関の維持・更新

2-1. 登録の維持および更新

CFP システム認証機関は登録後 1 年ごとに維持申請を行い、3 年ごとに更新申請を行わなければならない。CFP システム認証機関の維持・更新は以下の通りである。

2-2. システム認証機関の維持申請

CFP システム認証機関は、CFP システム認証機関登録の維持に当たり、協会に対し、「CFP システム認証機関登録維持申請書」に漏れなく記入し、提出すること。協会は必要と判断した場合は、CFP システム認証機関が保有する CFP システム認証に関する文書もしくは次回開催される認証機関内のレビューパネルの立会等の実施について、CFP システム認証機関に通知をする。CFP システム認証に関する文書には、実施されたシステム認証審査に関わる文書を含む。

申請内容

1). システム認証機関登録維持申請書

- ① 管理責任者名
- ② 事業者名
- ③ 連絡先部署、役職名、氏名、e-mail アドレス、電話番号、Fax 番号、住所
- ④ CFP システム認証実施のための体制の変更の有無
- ⑤ CFP システム認証に関する文書化体系の変更の有無
- ⑥ 年間システム認証審査案件およびその審査チーム
- ⑦ 前回の登録、維持もしくは更新からの異議申立ておよび苦情の有無及び対応状況

2). CFP システム認証に関連する要員リスト

- ① 運営管理責任者の所属、役職、氏名
- ② 審査チームもしくはレビューチームに関わる要員の No、氏名、部署、役割、契約形態、個別検証の有無
- ③ 運営業務に関わる要員の氏名、所属部署、役職

2-3. システム認証機関登録更新申請

CFP システム認証機関は、CFP システム認証機関登録の更新に当たり、協会に対し、「CFP システム認証機関登録更新申請書」に漏れなく記入し、提出すること。また、申請組織は、協会に対し、「CFP システム認証機関の力量に関する要求事項」を基に作成した文書類を送付しなければならない。この際の文書類には、実施されたシステム認証審査に関わる文書を含む。協会は必要と判断した場合は、次回開催される認証機関内のレビューパネルの立会等の実施について、CFP システム認証機関に通知をする。

申請内容

1). システム認証機関登録更新申請書

- ① 組織代表者名
- ② 事業者名
- ③ 連絡先部署、役職名、氏名、e-mail アドレス、電話番号、Fax 番号、住所
- ④ CFP システム認証実施のための体制
- ⑤ CFP システム認証に関する文書体系
- ⑥ 前回の登録もしくは更新からのシステム認証審査案件数
- ⑦ 前回の登録もしくは更新からの異議申立ておよび苦情の有無及び対応状況

2). CFP システム認証に関連する要員リスト

- 3). 業務従事者個別表
- 4). 実施されたシステム認証審査に関わる文書
- 5). システム認証審査実施のための文書類
- 6). 認証機関の力量に関する要求事項への対応文書

2-4. 評価

協会は、提出された各書類の確認、および立会審査等を実施し、「CFP システム認証機関の力量に関する要求事項」への適合性を判定する。

協会は、判定結果を CFP システム認証機関に通知する。

2-5. 登録

協会は、適合と判定された CFP システム認証機関について、CFP システム認証機関として登録を更新する。

2-6. 登録の停止及び取消し

協会は、CFP システム認証機関の維持又は更新の申請に対し、要求事項を満たせなかった場合、CFP システム認証機関に対し、登録の一時停止又は取消しに関する通知をする。

3. CFP システム認証機関の登録の停止及び取消し

システム認証審査において適切さに欠けたり、CFP プログラムの倫理・機密情報取扱規程に反した CFP システム認証審査員がいた場合、協会は、CFP システム認証機関に対し、実確認を行い、その結果を基に維持・更新の時期に関わらず登録の一時停止又は取消しに関する通知をする。

附則

本文書は平成 27 年 9 月 18 日から施行する。

訂番	年月日	頁	内容
01	平成27年9月18日	-	制定 エコリーフとの一体運営化の見直しに基づき、旧CFPシステム認証機関登録・評価手順（C-22-02）を改訂の上、新規文書管理番号（CC-23-01）で制定。 システム認証審査員登録・評価手順との関係を整理。